

# 「あたかも表現」

——「表現意図」と「文話」との「ずれ」——

蒲 谷 宏

キーワード

「あたかも表現」 表現意図 「文話」 表現 表現行為

## 1 はじめに—「あたかも表現」とは

「表現主体」が、ある「表現意図」を伝えようとするとき、前提として、その「表現意図」と対応する何らかの「典型的な表現」があると考えられる。例えば、〈自分が手の届かないところにある本を取ってほしい〉という「依頼」の「表現意図」を伝えようとする場合、「あの本を取ってくれないませんか。」などといった「表現」が、その「表現意図」と対応する「典型的な表現」だと考えられるわけである<sup>(1)</sup>。

このように、「表現意図 (X)」と典型的に結びつく「表現 (X')」を想定することができるわけだが、「典型的」であるということは逆に見れば、その「表現意図 (X)」と典型的に結びつくとは言えない「表現 (Y')」

---

(1) 実際の「表現」としては、「取ってもらえますか。」や「取ってくれますか。」、あるいは「相手」の上下レベルによって「取ってくれない？」や「すみませんが、取っていただけますか。」などになるわけだが、そうした差違に着目するのではなく、例えばそれらを〈取ッテモラエマスカ／取ッテクレマセンカ〉という形で括り、それを「典型的な表現」として扱うことは可能であろう。〈取ッテモラエマスカ／取ッテクレマセンカ〉が「依頼」を伝えるための「典型的な表現」だと言えることは、例えば「その本取れよ。」や「その本を取りなさい。」あるいは「私はあなたにその本を取ってほしいです。」などといった「表現」と比較することによって、相対的にも明らかになるだろう。

と結びつくことも当然あり得ることになる。そして、その「表現 (Y')」は、「表現意図 (Y)」とは典型的に結びついている「表現」だということが言えるわけである。

上の例であれば、「あの本がほしいなあ。」などといった「表現 (Y')」によって、〈本を取ってもらいたい〉という「表現意図 (X)」を叶えようとする場合などが考えられるが、「あの本がほしいなあ。」という「表現 (Y')」は、「依頼」という「表現意図 (X)」と直結しているわけではなく、それ自体は「依頼」とは別の「願望の表明」とでもいうような「表現意図 (Y)」と結びつく「表現」になるのである。

要するに、ある「表現意図 (X)」(例えば、「依頼」)を伝えるための典型的な「表現 (X')」(例えば、「あの本を取ってくれませんか。」)を想定することは可能だが、実際には、その「表現意図 (X)」を伝えるために、「表現意図 (Y)」(例えば、「願望表明」)を伝えるための典型的な「表現 (Y')」(例えば、「あの本がほしいなあ。」)を用いることもあり得るということである。

以上述べてきたことは、次の(a)(b)(c)のように示すことができよう。

(a) 「表現意図 (X)」 → 「表現 (X')」

例 「依頼」 → 「あの本を取っていただけますか。」

(b) 「表現意図 (Y)」 → 「表現 (Y')」

例 「願望表明」 → 「あの本がほしいなあ。」

(c) 「表現意図 (X)」 →

→ 「表現 (Y')」

例 「依頼」 →

→ 「あの本がほしいなあ。」

本稿では、こうした(c)のような、「表現意図」と「表現」とが「典型」という観点からすると「ずれている」ような「表現」のことを、「表現意図」は(X)でありながら、あたかも「表現意図」(Y)を表しているかのような「表現」であるということから、「あたかも表現」(個別の名称としては「あたかもY表現」と呼ぶ(上の例の「あの本がほしいなあ。」の場合は「あたかも願望表明表現」と呼ぶ)ことにし、このような「あたかも表現」について、その基礎的な考察をしていくことになる<sup>(2)</sup>。

なお、本稿の目的は、具体的な「あたかも表現」の分類や整理にあるのではなく、「あたかも表現」というものを考えていくための基本的な枠組みを示すことにある。

## 2 「あたかも表現」を考察するための前提

第1章において、「あたかも表現」を〈「表現意図」と「表現」とが「典型」という観点からすると「ずれている」ような「表現」〉と規定したわけだが、この規定をさらに明確にするために、「あたかも表現」を考える「前提となる事柄」について述べておくことにしたい。

### 2.1 「言語」＝「表現行為」の規定

筆者は、「言語研究」や「言語教育研究」における研究対象となる「言語」というものを、〈「音声」あるいは「文字」を「媒材」とした、「表現主体」の「表現行為」、あるいは、「理解主体」の「理解行為」〉、すなわち〈「言語」＝「表現行為」／「理解行為」〉と規定している<sup>(3)</sup>。

(2) 「あたかも表現」という術語は、すでに蒲谷宏(1993)「待遇表現における省略」(『日本語学』12-10)、坂本恵・川口義一・蒲谷宏(1994)「『行動展開表現』について」(『日本語教育』82)などで用いているが、本稿では「行動展開表現」に限らず、もう少し広い枠組みを持つものとしての記述となる。

(3) 「言語」をこのように規定する「言語観」を、筆者は「〈言語＝行為〉観」と名づけ、「〈言語＝行為〉観」に基づく「日本語研究」および「日本語教育研究」を課題としている。現段階における理論的枠組みについては、蒲谷(1995)「『〈言語＝行為〉観』に基づく「言語教育」について」(『早稲田大学日本語研究教育センター紀要』7)を参照されたい。

「あたかも表現」を考察する際には、「媒材」の相違に関する点や「理解行為」に関する問題は直接的な課題ではないため、「表現行為」に重点を置くことになる。そこで、〈言語＝「表現行為」〉をさらに詳しく規定すると、次のようになる。

「表現行為」とは、ある「表現意図」を持った「表現主体」が、その「表現意図」を叶えるために、「場」や「人間関係」、「表現形態」などを考慮し、それらに応じた「題材」・「内容」、「言材」を選択することによって「文話」を構成し、「媒材化」する行為である。

上の規定を、そこに用いた術語について簡単に説明しながら述べると、例えば、「のどが渴いたので、水を一杯持ってきてほしい」という「表現意図」を持った「話し手」（「表現主体」）が、その「表現意図」を叶えるために、様々な状況・雰囲気など（「場」）や「自分」と「相手」との関係（「人間関係」）、「話し言葉」であること（「表現形態」）を考慮した上で、「「相手」に水を持ってきてもらうということ」について（「題材」）、「アノ」「ミズ」「ヲ」「イッパイ」「イタダケル」「マス」「カ」といった「コトバ」（「言材」）<sup>(4)</sup>を選択することによって、「あのう。水を一杯いただけますか。」といった「内容」を持つ「一まとまりの表現」（「文話」）<sup>(5)</sup>を構成し、それを声に出して（「媒材化」）「相手」に伝えること、それがすなわち「表現行為」であるということになる。

(4) 「言材」は、厳密には〈「表現主体」において成立した、「音概念」あるいは「文字概念」と「概念」（あるいは「表象」）との回路〉と規定することができる。

(5) 「文話」は〈「表現主体」が「表現意図」を叶えるための表現上の一まとまり〉と規定しておく。上の例の場合、「表現意図」を、例えば「水をください。」あるいは「水！」といった「表現」で叶えることも考えられるが、これらも同様に「文話」と呼ぶことができる。つまり、「文話」は、いわゆる「文」の集合体だけではなく、一つの「文」や「語」だけで成り立つものも含むことになるわけである。

なお、「文話」は、音声表現としての「談話」、文字表現としての「文章」の総称として用いている。

## 2.2 「表現意図」と「文話」

「あたかも表現」を考える上で特に問題となるのは、「表現意図」と「文話」との関係である。ここでは、「表現意図」と「文話」との関係を捉えるための大きな枠組みとして、次のような、「表現」に関する三種の類型を提示しておきたい<sup>(6)</sup>。

- ①「自己表出」を「表現意図」とする「文話」—「自己表出表現」
- ②「理解要請」を「表現意図」とする「文話」—「理解要請表現」
- ③「行動展開」を「表現意図」とする「文話」—「行動展開表現」

①「自己表出表現」は、特に「相手」を意識することなく、自己の喜怒哀楽の感情・認識などを表出すること自体が「表現意図」となる「文話」で、例えば、風呂に入って「ああ、いい湯だ。気持ちがいいなあ。」などというような独り言などである。

②「理解要請表現」は、自己の感情・認識、知識・情報などに基づく「表現内容」が「相手」に理解されることを「表現意図」とする「文話」で、例えば、小学生を「相手」に「マグロは魚類です。しかし、クジラは魚類ではなく、哺乳類です。」と説明するような表現などである。

③「行動展開表現」は、自己の感情・認識、知識・情報などに基づく「表現内容」が「相手」に理解されるだけでなく、それによって「相手」あるいは「自分」（またはその「両者」）が何らかの行動を起こし、その行動で「表現内容」が実現されることを「表現意図」とする「文話」で、例えば、先の例のような「すみません。水を一杯いただけますか。」と頼んだり、「あのう、ビデオが見たいんですが、これを使ってもよろしいです

---

(6) 「理解要請表現」については、川口・蒲谷・坂本(1996)「『待遇表現』としてのほめ」(『日本語学』15-5)、坂本・蒲谷「『待遇表現』としての『不満表現』について」(『国語学研究と資料』20)、「行動展開表現」については、前掲「『行動展開表現』について」などを参照されたい。

か。」と許可を求めたりするような表現などである。

なお、現段階においては、②「理解要請表現」の下位分類として、②-1「感情・意志伝え表現」、②-2「知識・情報伝え表現」、②-3「形式伝え表現」の三種を、③「行動展開表現」の下位分類としては、「忠告・助言表現」、「勧誘表現」、「提供表現」、「指示・命令表現」、「依頼表現」、「許可与え表現」、「許可求め表現」、「申し出表現」、「確認表現」、「宣言表現」などを考えている。

### 3 「あたかも表現」の規定

以上の前提に基づき、「あたかも表現」というものを再規定すると、次のようになる。

「あたかも表現」とは、ある「表現意図 (X)」を持った「表現主体」が、「場」や「人間関係」、「表現形態」などを考慮して、その「表現意図 (X)」を、典型的な「文話 (X')」ではなく、「表現意図 (Y)」と結びつく「文話 (Y')」によって叶えようとする「表現行為」である。

「表現」という言葉は、「表現主体」の「表現行為」を意味する場合と、その「表現行為」の結果として成立したものを表す場合とがある。その点を厳密に区別して記述するのはむずかしいのだが、両者を区別する必要があるときには、前者を「表現行為」、後者を「文話」と呼ぶことにする。「あたかも表現」は、基本的には「表現行為」として規定するものであるが、そうした「表現行為」によって成立した「文話 (Y')」の側から捉えて、その「文話」のことを「あたかも表現」と呼ぶこともできよう。

したがって「あたかも表現」は、基本的には、

「表現意図 (X)」 →  
→ 「文話 (Y')」

というように表すことができるが、これを、「表現行為」という観点から

見れば、「表現主体」が「表現意図 (X)」を典型的に表す「文話 (X')」から「文話 (Y')」に「ずらした表現行為」だということができる。また、これを「文話 (Y')」から見れば、「文話 (Y')」と対応する本来の「表現意図 (Y)」が「表現意図 (X)」に「ずれ」た構造を持ったものとして見ることもできるわけである。

はじめの例を用いると、

「依頼」→

→「あの本がほしいなあ。」

という「あたかも表現」は、「表現主体」が「表現意図」と「文話」とを「ずらした表現行為」だと言うことも、この場合の「あの本がほしいなあ。」という「文話」が本来の「表現意図」とは「ずれた表現」であると見ることもできるのである。

ただし、ここで注意が必要なのは、「あの本がほしいなあ。」という「文話」自体が「あたかも表現」なのではなく、あくまでも、「依頼」→「あの本がほしいなあ。」という構造を持っているときに、「あの本がほしいなあ。」という「文話」が「依頼」という「表現意図」を担った「あたかも表現」になる」ということである。

「あたかも表現」の持つ、こうした「ずれ」という性質は、表現にふくらみや含意を持たせるものとなるが、同時に様々な誤解を生み出す原因ともなるものであると言えよう。

#### 4 「表現行為」としての「あたかも表現」

「表現行為」として「あたかも表現」を捉えるということは、「表現主体」の側から「あたかも表現」を捉えるということであるが、その場合、なぜ「表現主体」が「あたかも表現」を用いるのか、なぜ「あたかも表現」の必要性があるのかといった点を考える必要がある。

「表現主体」が「表現意図 (X)」を叶えるために、あえて「文話 (Y')」を用いるには様々な理由がある。もちろんそこに言葉遊び的要因もないと

は言えないが、基本的には「あたかも表現」は、〈コミュニケーション上の一種の表現的方略である〉と考えることができる。

そうした立場で、「あたかも表現」を用いる理由を先にあげた枠組みに基づいて考えてみると、基本的には次のようなことが言えるのではないだろうか。

- (1) 「表現意図 (X)」が「自己表出」の場合には、「あたかも表現」にする必要度が低い。
- (2) 「表現意図 (X)」が「理解要請」の場合には、「相手」に「表現内容」をより効果的に伝えるために「あたかも表現」を用いる。
- (3) 「表現意図 (X)」が「行動展開」の場合には、「相手」に対する何らかの配慮を伝えるために「あたかも表現」を用いる。

(1)の点について言えば、もちろん「自己表出」を「表現意図」としているときに、あえて「あたかも表現」にする必然性が低くなることは明らかであるが、あたかも自らに語りかけるようにする「あたかも理解要請表現」(例えば、独り言で「いいお湯ですねえ。」などと言うこと)や「あたかも行動展開表現」(例えば、独り言で「おまえしっかりしろよ。」などと言うこと)は考えられるだろう。

(2)の点は、さらに詳しい分析・整理が必要であるが、例えば、「相手」をほめる「意図」を叶えようとする際、その「ほめ」の効果を増すために、「あたかも自己表出表現」として「わあ、すごいなあ。」などという場合や、「相手」を叱る「意図」を叶えようとする際、その「叱る」効果を増すために、「どうして遅刻するんだ。」などという「あたかも行動展開表現」にする場合などがある。これはつまり、「あなたはすばらしい」という「表現内容」や「遅刻をするのはいけないことだ」という「表現内容」をより効果的に伝えるための表現上の工夫だと考えられるわけである。

(3)の点については、「場」や「人間関係」に対する配慮に基づくという



ことで、「待遇表現」とのつながりが深くなると言えよう。例えば、「窓を開けてもらいたい」という「依頼」の「表現意図」を叶えようとする際に、そのことを直接的な「行動展開表現」として表現せずに、「あたかも自己表出表現」として「少し暑いなあ。」と表現することや、「タバコを吸ってはいけない」という「禁止」の「表現意図」を叶えようとする際に、「あたかも理解要請表現」として「ここは禁煙になっております。」などと表現する場合などが考えられる。こうした「あたかも表現」は、「表現内容」を効果的に伝えるためというよりも、「相手」に直接的に「依頼」や「禁止」がしにくい場合に、「相手」に配慮していることを示そうとするものだと考えられる<sup>(7)</sup>。

もちろん、「相手」に対する配慮にも様々なものがあり、また、「相手」の上下レベルによって、どのような「あたかも表現」を用いるかは異なってくると言えよう。こうした点についての具体的な検討は本稿での直接的な課題ではないが、先に述べたように、「あたかも表現」がコミュニケーション上の一種の表現的方略であるとすれば、最も重要な検討課題となるものである。

## 5 「文話」としての「あたかも表現」

「文話」として「あたかも表現」を捉えるということは、「理解主体」の側から「あたかも表現」を捉えるということにもつながるのであるが、その場合、なぜ「理解主体」がその「文話」を「あたかも表現」だと理解できるのか、なぜそれを「あたかも表現」だと理解する必要があるのかといった点を考察する必要があるだろう。

「理解主体」が最初に接するのは、「表現意図 (Y)」と直結する (よう

---

(7) 「少し暑いなあ。」が「気が利かないな。早く窓を開けてくれないかな。」という「不満」を「意図」とする場合、「ここは禁煙になっております。」が単に情報を伝えること「意図」とする場合も考えられるが、その場合の「表現意図 (X)」はいずれも「理解要請」であり、ここで述べている問題とは異なるものとなる。

に見える)「自己表出表現」,「理解要請表現」,「行動展開表現」である。先にも触れたように,この点が実際のコミュニケーション上の問題点となると言える。例えば,「少し暑いなあ。」という典型的には「自己表出表現」と言える「文話」が,実は「窓を開けてくれ」という「行動展開」を「表現意図」とする「あたかも自己表出表現」であるのはなぜなのか,「ここは禁煙になっています。」という典型的には「理解要請表現」と言える「文話」が,実は「タバコを吸わないでください」という「行動展開」を「表現意図」とする「あたかも理解要請表現」であるのはなぜなのか,といった問題が生じるわけである。

「少し暑いなあ。」という「文話」自体,直接的には,「窓を開けてくれ」といった「行動展開」の「表現意図」には結びつかず,「ここは禁煙になっています。」という「文話」自体は,「タバコを吸わないでください」といった「行動展開」の「表現意図」には結びつかない。それぞれが「行動展開」という「表現意図」に結びつくのは,あくまでも,それぞれの「文話」が何らかの具体的な状況・文脈(「場」)や「自分」と「相手」との持つ「人間関係」において成立したものであるからに他ならない。それらを抜きにしては,「あたかも表現」を把握することはできない。ある「文話」が,実は「あたかも自己表出表現」,実は「あたかも理解要請表現」,実は「あたかも行動展開表現」であるということがわかるためには,その「表現行為」の全体理解,様々な状況把握ができなければならないのである<sup>(8)</sup>。

そうした意味での「理解」ができないと,「どうして遅刻ばかりするんだ。」と「あたかも行動展開表現」で叱られているのに,「理由を求める質

---

(8) 言語研究上の問題として考えたときの問題点は,その「文話」が「あたかも表現」であるのか,そうでないのかといったことを決定できる客観的な要因が見出せない場合も多いということである。したがって,まず「表現意図(X)」が明らかな「表現行為」としての「あたかも表現」の検討から始める必要があると言えよう。その意味では,方法論として,「文話」だけしか与えられていないような「資料」の分析から入ることには無理があるわけである。

問」だと受け止めて、その理由を説明しようとしたり、「テレビの音を小さくしてもいいですか。」と「あたかも行動展開表現」によって「不満」を表明されているのに、「許可求め表現」だと受け止めて「いいですよ。」と「許可与え」をしてしまったりすることになってしまうわけである。

ただし、もちろんその「文話」が「あたかも表現」であるかどうかを確認するための方法がないわけではない。その一つの方法として、とりあえずその「文話」の持つ典型的な「表現意図」にしたがって理解したことを表明する返答を示し、それが適当な反応であるかどうかを判断するという方法が考えられる。

例えば、「これを運んでもいいですか。」「窓を開けてもいいですか。」と言われたら、それをとりあえず「許可求め」という「意図」として受け止め、それに対応する「許可与え」としての「運んでもいいですよ。」「開けてもいいですよ。」といった返事が、そのときの状況において適当な反応となっているかどうかを確認するのである。

また例えば、「自分」が患者で「相手」が医師の場合に、「そろそろお酒を飲んでもいいですか。」と尋ねた返事として「そうですね。もう一日飲まないでいてもらえますか。」と言われたとき、その「文話」を単なる「依頼」と理解して、「いいですよ。飲まないでいてあげましょう。」などと言うことが「適当でない」と判断できるのなら、その「そうですね。もう一日飲まないでいてもらえますか。」という「文話」は、「あたかも依頼表現」であったということになる。その場合の「表現意図 (X)」は「依頼」ではなく、むしろ「決定権」が医師にある「指示・命令」であったと言えるわけである。(もちろん、実際に医師のほうに「利益」があり、医師が患者にお願いしているという場合が考えられないわけではないが、それはそのときの具体的な状況から判断することになる。)

以上述べてきたように、「文話」としての「あたかも表現」は、それが「あたかも表現」であることをいかに理解するか、といった点にコミュニケーション上の問題が潜んでいると言える。こうした点に関する詳しい考

察も、今回の課題ではないが、特に教育的立場においては重要な検討課題となるだろう。

## 6 「あたかも表現」の類型

「あたかも表現」を考える上で、「表現意図」と「文話」との「ずれ」という観点は重要な意味を持つわけだが、個々の「あたかも表現」を扱うための前提となる全体的な枠組みとして、先に述べた「表現意図」と「文話」の基本的な関係という観点から整理しておきたい。

最も大きな枠組みにおける「あたかも表現」の類型と言えるのは、以下のとおりである。

(1) 「表現意図＝自己表出」→

→ 「理解要請表現」

例 独り言で、「ほんとに、いいお湯ですねえ。」など。（「あたかも理解要請表現」）

(2) 「表現意図＝自己表出」→

→ 「行動展開表現」

例 独り言で、「いいか、おまえしっかりしろよ。」など。（「あたかも行動展開表現」）

(3) 「表現意図＝理解要請」→

→ 「自己表出表現」

例 「相手」をほめる「意図」で、「わあ、すごいなあ。」など。（「あたかも自己表出表現」）

(4) 「表現意図＝理解要請」→

→ 「行動展開表現」

例 「相手」を叱る「意図」で、「どうして遅刻するんだ。」など。  
(「あたかも行動展開表現」)

(5) 「表現意図＝行動展開」→

→「自己表出表現」

例 「窓を開けてもらいたい」という「依頼」の「意図」で、「少し暑いなあ。」など。(「あたかも自己表出表現」)

(6) 「表現意図＝行動展開」→

→「理解要請表現」

例 「タバコを吸ってはいけない」という「禁止」の「意図」で、「ここは禁煙になっております。」など。(「あたかも理解要請表現」)

といった「表現意図」と「文話」との「ずれ」である。

もちろん、このほかに以下に示すような、各「文話」内における「あたかも表現」も考えられる。

(7) 「表現意図＝自己表出 a」→

→「自己表出表現 b」

例 自らの失敗作に対するときの独り言で、「ああ、すばらしい出来だ。」など。(「あたかも感動表現」)

(8) 「表現意図＝理解要請 a」→

→「理解要請表現 b」

例 「相手」を叱る「意図」で、「ほんとによくやってくれたよ。」など。(「あたかも感謝表現」)

(9) 「表現意図＝行動展開 a」→

→「行動展開表現 b」

例 「申し出」の「意図」で、「これ運んでもよろしいですか。」など。  
(「あたかも許可求め表現」)

実際のコミュニケーションにおける「あたかも表現」は、例にあげたような単純なものばかりではなく、かなり複雑なものも多くなるが、「表現意図」と「文話」との「ずれ」の基本的なパターンから整理すると、以上の9種の「あたかも表現」が考えられるのである。

## 7 おわりに—今後の課題

はじめに述べたように、本稿では「あたかも表現」というものを考察するための大きな枠組みを示すことに主眼があった。そのため、具体的な「あたかも表現」に関する考察は、そのほとんどが今後の課題となる。

筆者の研究の中心的課題は、「待遇表現」としての「あたかも表現」、特に「相手」を中心とした「人間関係」に対する配慮や「丁寧さ」につながる「あたかも表現」を考察することにある。

現段階までの分析では、「丁寧さの原理」に即して〈あたかも、「行動」は「自分」でする、「決定権」は「相手」にある、「利益」は「自分」に来るかのよう表現する〉といった「あたかも表現」の方向が明らかになっているが、そうした点についての考察も理論的・実証的に深めていく必要があるだろう<sup>(9)</sup>。

(9) 前掲「[行動展開表現]について」、坂本・蒲谷(1995)「[申し出]表現について」(『国語学研究と資料』19)などを参照されたい。

「行動展開表現」内における「あたかも表現」は、「自分」が「行動」する場合には、「あたかも許可求め表現」に、「相手」が「行動」する場合には「あたかも依頼表現」に収斂すると言えそうだが、実際には「事情説明」という「理解要請表現」によって「行動展開」の「意図」を叶えることも多いようで、「あたかも理解要請表現」によるコミュニケーションのあり方を検討する必要があるだろう。

また、これまでに「待遇表現」としての「行動展開表現」における「あたかも表現」については考察してきたが、「あたかも表現」としては、「丁寧さ・上・ソト」への方向だけではなく、「親密さ・下・ウチ」への方向に対する配慮も含めて考えていく必要があるだろう。

「あたかも表現」を広く捉えると、考察すべき範囲も広がり、「うそ」や「皮肉」や「冗談」などに関わる部分も多くなるかと思うが、そうした問題をどのように分析・整理していくかということも今後の課題となるだろう。そのような点を含め、「あたかも表現」という捉え方自体の可能性も探っていきたいと考えている。